

在職証明書

次のとおり、本事業所に勤務していることを証明します。
勤務予定である

勤務者氏名	※	採用年月日 (勤務開始の日)	昭和 平成 令和	年 月 日
勤務者住所	※	勤務内容	※	
注1 雇用形態	※ 常勤・パート・臨時・内職	就労(予定)日数	※ 月平均	日…①
注2 勤務日	※ 月・火・水・木・金・土・日・不定期			
就労時間	※ (平日)午前 時 分～午後 時 分 (土曜)午前 時 分～午後 時 分	注5 1日の就労時間	※ 時間…②	
注3 産休・育休 (現在又は予定)	年 月 日 、 年 月 日	注6 1ヶ月の就労時間	※①×② 時間…③	
注4 雇用期間	年 月 日～ 年 月 日	社会保険加入	※ 有・無	
継続雇用期間の更新	有・無・未定	※注6について ・64未満の場合:保育所等の入所要件に該当しないため、入所決定後、64時間以上の勤務が確認できない場合は、継続できない場合がございます。 ・64～119の場合:短時間利用(最大8時間)が目安となります。 ・120以上の場合:標準時間利用(最大11時間)が目安となります。		

注1 雇用形態に○印を記入してください。

注2 勤務日に○印を記入してください。

注3 産休・育休取得(予定)者は必ず記入してください。

注4 雇用期間は、雇用契約に期間の定めがない場合、記入の必要はありません。

注5 実労働(休憩時間を含まない)時間を記入してください。

注6 ①×②の数を記入してください。

注7 ※印の欄は必ず記入してください。

注8 記載内容を訂正する場合は、二重線で訂正の上、訂正印を押してください。(修正テープ等の使用不可)

勤務地が証明者の所在地と違う場合に記入してください。	勤務地 ----- 電話 () -
----------------------------	--------------------------

東 広 島 市 長 様

(記入年月日)

年 月 日

事務所所在地

名 称

代表者氏名

印

電 話 () -

記入者職氏名

※ 上記の勤務内容については、在籍確認のため事業所に確認する場合があります。

保育所(園)名

児童名

生年月日

申立書

東 広 島 市 長 様

申立者 住所

次のとおり申し立てます。

氏名

※虚偽の記載を行った場合には、保育施設・事業所を利用出来なくなることがあります。

(児童との続柄)

1 自営業又は法人の代表者

事務所所在地	(番 -)			事業所の名称	
代表者				業種	
営業時間	時 分 ~ 時 分	1日の平均就労時間	時間...①	就労日数	月平均 日...②
就労時間	時 分 ~ 時 分				
仕事の内容				1ヶ月の平均就労時間	①×② 時間...③
家族の就労者(申立者との続柄)	夫・妻・父・母・子()・その他()			事業開始日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日
添付書類(事業の実態が確認できるもの)	確定申告書の写し・市県民税申告書の写し・営業許可証の写し・開業届の写し等 ※下線の書類は開業後1年以内の場合のみ可			従業員の有無	有()人・無

2 農業

耕作場所が自宅以外の場合は、申立人が耕作すべき理由を※欄に記入してください。

耕作場所				主たる耕作物名	
耕作者名(従事者全員)	(続柄)	(続柄)	(続柄)	※	
従事時間	時 分 ~ 時 分	1日の平均従事時間	時間...①	1ヶ月の平均従事日数	①×② 時間...③
従事日数	月平均 日...②				
添付書類(事業の実態が確認できるもの)	確定申告書の写し・耕作証明書・出荷証明書・その他() ※ 年間作業内容予定表も併せて提出してください。				

3 看護又は介護

同居家族以外の看護の場合は、申立人が看護すべき理由を「7 その他」に記入してください。

看護を受ける人	(続柄)	看護従事時間	時 分 ~ 時 分	1日の平均従事時間	時間...①
看護開始年月日	年 月から	看護従事日数	月平均 日...②		
看護の内容(具体的に記入してください)	※スケジュール申告書及び看護を受ける人の診断書等を提出してください。			1ヶ月の平均従事時間	①×② 時間...③

4 学生

学校名()
卒業予定年月日(令和 年 月 日)

※在学証明書及びスケジュール申告書を提出してください。

5 出産

分娩予定日(令和 年 月 日)

※母子手帳を持参してください。

6 求職中

※進捗状況等記入してください。

※ハローワークの受付票の写しを添付してください。

7 疾病・障がい

病名・障がい名等	
受診状況	通院(月・週 日程度) 入院(年 月 日から 年 月 日)
※診断書又は手帳を添付してください。	

8 その他

※③について 64時間未満の場合、要件に該当しないため認定の対象となりませんのでご注意ください。